

平成30年度 倉敷市介護保険適正運営協議会議事録

1 日 時 平成30年12月20日（木）13：30～14：55

2 場 所 倉敷市議会第2会議室（倉敷市役所3階）

3 出席者 9名

委 員 小野寺 昇（川崎医療福祉大学）

委 員 中西 公仁（倉敷市議会保健福祉委員会）

委 員 長谷川 久子（岡山弁護士会）

委 員 今井 博之（倉敷市連合医師会）

委 員 高尾 聰一郎（倉敷医師会）

委 員 田邊 富江（倉敷市民生委員児童委員協議会）

委 員 横田 健作（倉敷市介護保険事業者等連絡協議会）

委 員 浅原 玲子（玉島ねたきり・認知症介護者の会）

委 員 金堂 幸恵（倉敷市介護相談員）

4 欠席者 な し

5 事務局 12名

田邊 錬太郎（倉敷市保健福祉局参与兼健康福祉部長）

渡邊 浩（倉敷市保健福祉局健康福祉部次長兼健康長寿課長）

林 邦昭（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課長）

小野 史恵（倉敷市保健福祉局健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室長）

渡辺 育男（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課課長主幹）

小野 芳明（倉敷市保健福祉局指導監査課主幹）

守屋 直樹（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課主幹）

笠原 布枝（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課認定審査係長）

渡谷 宗史（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課賦課収納係長）

田邊 昭一郎（倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課主任）

岸本 朋子（倉敷市保健福祉局指導監査課主任）

小野 智和（倉敷市保健福祉局指導監査課主任）

6 開 会

- ・参与挨拶
- ・資料確認
- ・委員の紹介
- ・事務局の紹介
- ・協議会の目的の説明
- ・会長の選出及び挨拶
- ・委員9名全員出席により、会議成立の報告

7 議 事

<全ての議事について事務局による説明から>

(1) 第7期倉敷市介護保険事業計画及び介護保険制度改正について（事務局による説明）

<会長>

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お伺いいたします。（発言なし）

それでは、改めてお問い合わせさせていただくということで、先へ進ませていただきます。

(2) 介護保険事業の状況について（事務局による説明）

<会長>

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたでしょうか。先へ進めてもよろしいでしょうか。（発言なし）それでは、先へ進ませていただきます。

(3) 介護保険料について（事務局による説明）

<会長>

（議事2と同様。）

(4) 介護給付適正化について（事務局による説明）

<会長>

（議事2と同様。）

(5) 地域密着型サービス（認知症対応型グループホーム）の運営状況について（事務局による説明）

＜会長＞

（議事2と同様。）

(6) 実地指導の状況等について（事務局による説明）

＜会長＞

（議事2と同様。）

(7) 介護サービス提供に係る事故報告件数について（事務局による説明）

＜会長＞

（議事2と同様。）

(8) 高齢者や認知症の方を地域で支える地域づくり，在宅医療介護連携の推進について（事務局による説明）

＜会長＞

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたでしょうか。

それでは、前の説明も含めて、全て振り返りで、ご質問等ございますか。

＜委員＞

4の介護給付の適正化について、ケアマネージメント等の適正化のところのケアプランチェックが、指導監査課のほうで平成29年度ケアプラン確認件数4,265とありますが、これは更新時の件数ですか。

＜事務局＞

更新時に出していただくケアプラン確認件数です。

＜委員＞

実際に指導しなければいけないようなケアプランというのはどれくらいあるものなんですか。

＜事務局＞

10%もいかない程度だと思います。

＜委員＞

実はちょっと患者さんのほうから、作成してもらっているケアプランが、思っているのと違うという話も、時に出ることがあるものですから。そういう場合には、医療機関から指導監査課のほうに連絡をしてもいいのでしょうか。

＜事務局＞

ケアプランの中身の部分か、若しくはケアマネジャーの対応の部分なのか、色々な内容があるかとは思いますけれど、私ども指導監査課のほうにお尋ねいただいて、場合によっては介護保険課とも連携を取りながら、ご対応させていただく形になります。

＜委員＞

ありがとうございます。もう一つ質問をよろしいでしょうか。6番実地指導の状況項目ですが、集団指導参加状況について、集団指導に出なかったところは、ウェブで確認されたいという話ですか。

＜事務局＞

具体的には集団指導の参加については、私どものほうで作成している集団指導の資料を事前に見ていただいて、当日参加していただく事業所にはその資料を持参の上、聞いていただくことになっていますが、参加していない事業所に関しましては、その資料を必ずダウンロード等していただいて内容を確認していただく形となっています。

＜委員＞

そうですね。それで結局、内容を確認しているかどうかの疑問があるのですが、その辺りは大丈夫でしょうかね。

＜事務局＞

少ない人員で運営しているなど、サービス提供上どうしても参加できない事業所については、実地指導の際に、必ず集団指導資料を紙ベースで保管するように伝えておりますので、基本的には資料の確認をしていただいていると考えております。

＜委員＞

私達もよく、ホームページ等で見てください、というような話があった場合、あまり見ないことが多い。そのところの確認がしっかりとできていれば、集団指導としても問題ないと思うが、そのところがうまくいっているかどうかの確認がやはり必要なのではないかと思いま

して。

＜事務局＞

昨年も、委員さんからのご指摘もありまして、参加していない事業所に対しましては、指導を強化する必要性がある、というようなお話をいただいておりますので、引き続き参加していない事業所に関しましては、資料の確認等を速やかに行うよう、場合によっては事業所への確認等も踏まえて、行って参りたいと考えています。

＜委員＞

ありがとうございます。

＜会長＞

それでは他にご質問等ございませんでしょうか。

＜委員＞

先ほど（議事8）の倉敷いきいきポイント制度の部分で、平成28年と平成29年を比べたときのボランティア登録者数が伸びているという部分に関しましては、やはり対象の年齢を65歳以上から40歳以上に引き下げたことが一番の要因なのでしょうか。

＜事務局＞

ありがとうございます。一番の要因は、年齢を引き下げましたので、より若い方からも関心を持っていただくような形にしたことではないかと思っています。それから、人によって活動し易い分野というものもありますし、受入先を介護分野だけでなく、子育てやもう少し他の分野にも拡げたことから、場所（受入先）と年齢双方の拡大ということが考えられます。

＜委員＞

ありがとうございます。

＜会長＞

それでは他にご質問等ございませんでしょうか。

＜委員＞

現在、90歳手前の母親の介護をしておりまして、母は今、療養型の病院に入っています。実際に病院には少しの期間しか置いてもらえないで、次の病院を探して、そこからまた次の病院を探して、といったことを繰り返していました。老健さんに相談しようとしていたら、そんなことをしている間に歩けなくなって、老健では、お家に帰るための、自宅で元気に生活できるよう支援をする施設なので、歩くことが困難になった母には向いていないという話を伺い

ました。介護保険のことは勉強させてはいただいているんですけど、実際に介護をするとなつたときに、本当にどういった場合に何をすればいいのか分からなくて、施設や病院に言われるところに動いてきた様な状態が、今も続いている訳です。

その中で、現実に今、介護をしている身からすると、不都合なことが多々あるような気がします。今日の議事に対する質問ではないかもしれません、現実に介護をしているときに、皆さん疑問をいっぱい持つて、生活しておられると思うので、その点についても少しでも、良い方向になっていったらな、というのが私の希望です。

<会長>

プライベートのことまで、お話を聞いてありがとうございます。今のようなことについては、何かお答えするようなことは、事務局のほうからございますか。

<事務局>

とてもプライベートなことでもございますし、もしお時間よろしければ、この会議の後にでも介護保険課のほうでご相談させていただければと思います。今日パンフレットもお配りをさせていただいているのですが、パンフレットにも色々なサービスの種類とか、施設の種別も掲載しておりますので、どういったサービスがお母様に相応しいのか、などのご説明もさせていただきながら、何らかのアドバイスができたらと思っています。

<会長>

ありがとうございます。それが相談窓口の認識でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい、結構です。

<会長>

では、窓口が機能していただくように、是非ご相談いただいて、そのようなお声がある方についても相談窓口があります、ということを広めていっていただきたいと思います。

それでは、その他に何かございませんでしょうか。

<委員>

6番の実地指導の状況等についてなんですけど、実地指導周期が、介護保険施設は原則2年に1回、介護サービス事業所は4年から6年に1回となっていますが、この頻度が少ないようを感じられます。施設の利用者は職員に身を委ねて生活をしています。職員の質の向上のためにも、勉強会や研修会などが大切だと思うので、もうちょっと、どうにかならないかなと、感

じています。

それから、その前のグループホームの運営状況について、18ページの「G」のところで、従業員の研修等で自己評価として4.1で、やっぱり従業員の方も勉強がしたいなというのが、数字に出ているのかなという感じで、この原則4年から6年というのは長いんじゃないかな、と思っていて、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

<事務局>

事業所の数はここ2,3年、820を前後しており、現在、担当職員11名で指導させていただく中で、委員さんの仰るように、施設系に関しましては、どうしてもそこで日々暮らしている方の介護の事業になりますので、指導の強化という意味において2年に1回は指導に行かせていただいております。介護サービス事業所の4年から6年に1回という件につきましては、元々は4年に1回のペースでは行かせていただいておりましたが、事業所の増加に伴い、現在の指導人員と、年間に現場に行ける件数というところで、どうしても4年から6年に延ばさせていただいているのが現状です。そのような中でも、当市におきましては居宅系サービスで、年間に全体の約25%，実地指導をさせていただいており、他の中核市、政令指定都市に関しましては20%を下回っている状況の中で、なるべく多めに実施できるように努力しているところであります。

居宅サービスの実地指導の頻度は少なくなっていますが、委員さんのご指摘にもありました、従業者のスキルアップに繋げる職員研修等の強化につきましては、先ほどご説明もさせていただきました、全事業所を対象とした年に1度の集団指導において指導の強化をさせていただければと思います。

<委員>

ありがとうございます。

<会長>

ありがとうございました。それでは他にはいかがですか。

<委員>

最後の方（議事8）に、在宅介護のところで、在宅医療の問題があって、在宅医療となってくると、ドクターとか看護師さんとかが主体となってくると思うんですけど、それに対する行政側のサポートはどのような体制ですか。

<事務局>

特に専門職の方々とは何年前からか、みんなで顔を合わせる関係等で研修などを積んできておりましたが、倉敷市として在宅医療と介護の連携を図るために、資料スライド19のとおり3本の柱で推進することを整理ができたのが平成29年度からになります。この中で、例えば医師会の先生方と一緒に在宅医療を進める会という研修をさせていただいている、連合医師会の方々が中心となって研修を企画していただいている、また、その研修に訪問看護師やケアマネなど多職種の方が参加されており、お互いの役割を知ることで在宅ケアがしやすい環境を作るような取組を今させていただいているところです。行政のほうも一緒に、研修の企画や、また委託をさせていただくようなことを通して、全体として体制が整備されることを進めているような状況でございます。

<委員>

もう一つよろしいですか。私たち民生委員の活動においても、市役所の人は、こちらから聞かない限り教えてくれない、というケースがすごく多いんですよね。聞くほうとしては何にも知らないから、聞くことすらできないんですけど、その辺の情報の周知なんかをもう少しお願いできたら、とは思っています。こういうのがあるんですよっていうのが、何年も経ってやつと分かった、ということもあります。何とかそういうことを知らせることができたら、ホームページなんかを見る術がない方だっておられる訳ですし、何かあればいいな、というのを日々感じておるところです。

<会長>

ありがとうございます。事務局としてはどのようにお考えですか。

<事務局>

例えば、高齢者に関する事を申し上げますと、高齢者支援センターというものが、専門の相談機関になっているんですけども、冒頭にご紹介しました第7期の介護保険事業計画を作成する際にアンケート調査を行っておりまして、例えば、高齢者支援センターが具体的に何をしているか、名前を知っているか、という質問をしましたところ、約7割の方々が名前は知っている、ある程度やっていることは知っている、というような回答をいただいている、周知に努めておるところでございまして、今後もより知っていただけるように、周知活動を続けていきたいと思っています。

また、出前講座というものを開催しております、介護や地域包括に関する事を勉強したい、知りたいということがございましたら、気軽に問い合わせをしていただければ、こちらか

ら職員が出向いて参りますので、是非ご活用等していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

＜会長＞

色々な情報を伝えていただけるように、今のような手段があります、ということを皆さんと共有していただけるよう、事務局の方にはお願いしたいと思います。

他にはございませんでしょうか。それでは私のほうから。船穂と真備のサロンの数は、少なくなったのですかそれとも、最初から少ないですか。

＜事務局＞

記載されているサロンは助成をさせていただいているサロンです。地域によっては助成を受けて運営されているような通いの場は、実は倍ぐらいあるという風に言われていて、倉敷市の中に全体で500ぐらいはあるということを、生活支援コーディネーターが把握しております。

真備は25ヶ所、ふれあいサロンという形で助成をしている通いの場が存在し、被災後は今現在約10ヶ所程度が再開しております。元々真備の地域はまちづくりという協議会もございましたので、サロンだけではなく、コミュニティやまちづくりの中でも通いの場があり、活動していると思います。

＜会長＞

ありがとうございます。今までやっていたものが、少し不自由になるということがあれば、是非ご支援いただきますよう、働きかけていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

＜委員＞

議会での取組や考え方には、国から下りてきたものを行政職員が一生懸命考えて、倉敷の色合いに染めてやっていこうとしている部分があるんですけども、介護保険のこととかっていうのが、一般の人になかなか分かりづらい、なかなか教えてもらえないということで、行政側は問われれば教えますよ、という部分があるんですが、そうではなくに、もっと広く分かるようについてことで地域のケア会議で包括支援センターがありますよ、という風に、色々なところで動いているんですよね、実際には。

その中で、地域の事情で一人ひとりの意見とか実情を拾い上げていくという作業を、地域ボランティアの方々、地区の福祉協議会、自治会や色々な人が行っているが、残念なのは、元

気な人が来て話をする部分で、なかなかできていない。サロンが今できかけているので、もう少し時間があればうまく機能していくと思うんですが。

また、倉敷いきいきポイント制度の金額が、年間5千円ということについて、純粋なボランティアですから、あくまで金額の問題ではないという趣旨なんですが、5千円で地域経済を活性化できるわけでもなく、ボランティアの数からいくと、今の数百幾らの人々が十分かというとそうではない、もっともっと幅広く、何かできないか、などの一般の声もあります。

はっきり言って48万人の中の高齢者率が26%であるということは、10万人以上の方がおられて、その中で自分たちが一緒になって地域を守っていこうとなると、どれぐらいいたらいいのか、そういう希望、市民の声はあるということをお伝えしたいと思います。

<会長>

今のはご希望ということなので、どうぞ前向きにご検討いただけよう、協議会としてのお願いという形にさせていただきたいと思います。それでは、本日の議事については、全て承認していただいたという手続きにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、この承認をもって閉会したいと思います。

8 閉会

議事録の内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成31年 2月 13日

介護保険適正運営協議会 会長 小野寺 星 

委員 中西公仁 

委員 高尾聰一郎 